



## 福島地方環境事務所 業務進捗状況

平成30年10月  
環境省福島地方環境事務所

# 福島地方環境事務所の業務と体制

## 放射性物質環境汚染特別措置法の施行

- ・除染等の措置等、汚染された廃棄物等の処理、中間貯蔵施設の整備 等
- ・対象地域：福島県、宮城県、岩手県の50市町村

福島地方環境事務所(福島市)

福島地方環境事務所 職員：595人※平成30年度定員

### 総務部

総合調整、庶務、広報、経理・契約

総務課、涉外広報課、企画課、経理課

### 環境再生・廃棄物対策部

除染、仮置場対策、災害がれき処理、建物解体、指定廃棄物処理の推進

環境再生課、仮置場対策課、放射能汚染廃棄物対策課、減容課施設整備課

### 中間貯蔵部

中間貯蔵施設等の整備推進

調査設計課、工務課、輸送課、管理課、用地総括課、用地審査課、用地補償第一課、第二課

県北支所  
(福島市)

県中・県南支所  
(郡山市)

浜通り南支所  
(広野町)

浜通り北支所  
(南相馬市)

中間貯蔵施設  
浜通り事務所  
(いわき市)

放射線健康管理事務所  
(いわき市)

特定廃棄物埋立処分施設管理事務所  
(富岡町)

### 環境再生プラザ

(福島県と協働) 除染等に関する情報の発信、専門家派遣等

### 特定廃棄物埋立情報館 リップルンふくしま

特定廃棄物の埋立処分事業等に関する情報の発信

### 放射線リスクコミュニケーション 相談員支援センター

相談員の活動を支援する(研修・専門家派遣など)

# 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等

## ①除染特別地域(国直轄地域)

### 環境大臣による除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に相当  
(田村市、南相馬市、川俣町、  
楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、  
双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の  
11市町村)



## ②汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)

### 環境大臣による対象地域の指定

(放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト  
( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )以上の地域)

※ $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ は汚染状況重点調査地域の指定基準であり、除染の目標ではない。(注)

### 環境大臣による特別地域内除染実施計画の策定

### 国による除染等の措置等の実施

### 市町村長による調査測定

### 市町村長による除染実施計画策定

市町村長等は除染実施計画に基づき  
除染実施区域において除染等の措置等を  
実施  
(国が予算措置)

(注)一日24時間のうち、①8時間は屋外で過ごす②16時間は遮蔽率の低い(0.4)木造住宅で過ごす、という慎重な仮定の下で、個人線量1mSv/yを空間線量に換算。

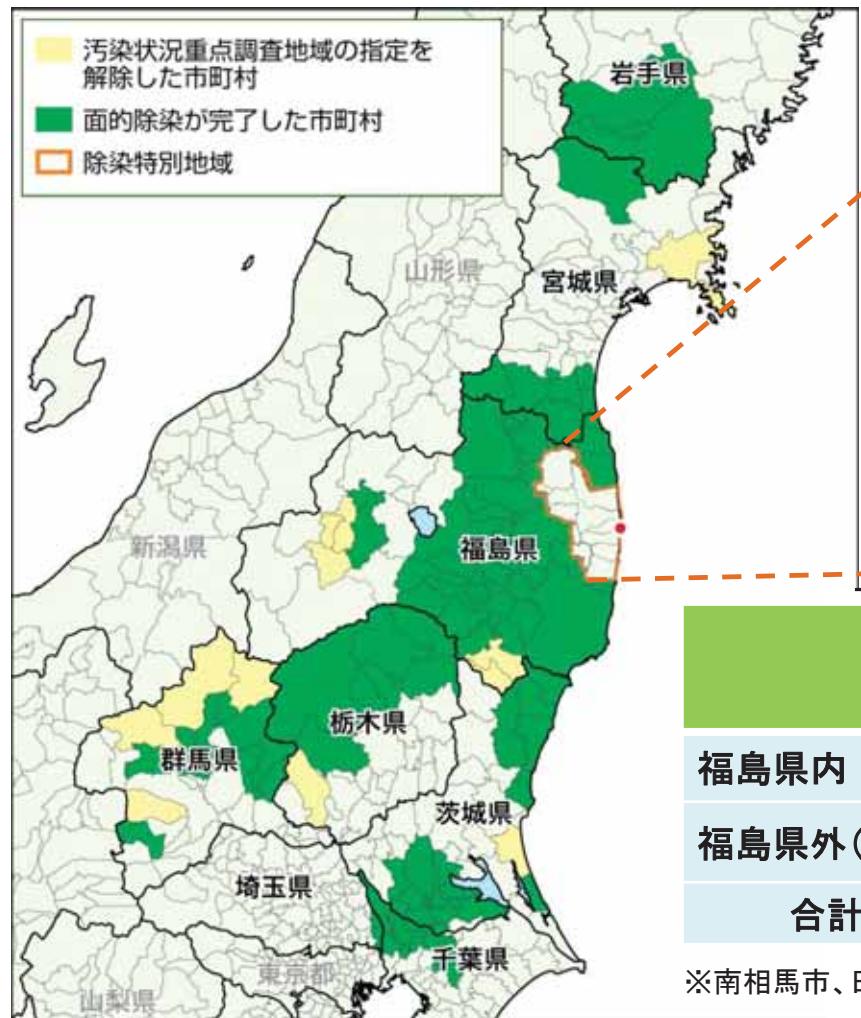
## 原子力事業所内の土壤等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壤等の処理

関係原子力事業者(東京電力)が実施

# 除染の進捗状況

- 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。  
(帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の整備の中で対応中。)

<汚染状況重点調査地域(市町村除染)>



<除染特別地域(国直轄除染)>



→2017年3月に  
面的除染完了



## 面的除染完了市町村

	特別除染地域 (11)	汚染状況重点調査地域 (93)
福島県内	43※	11
福島県外(7県)	57	—
合計	100	2017年3月に完了
		2018年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

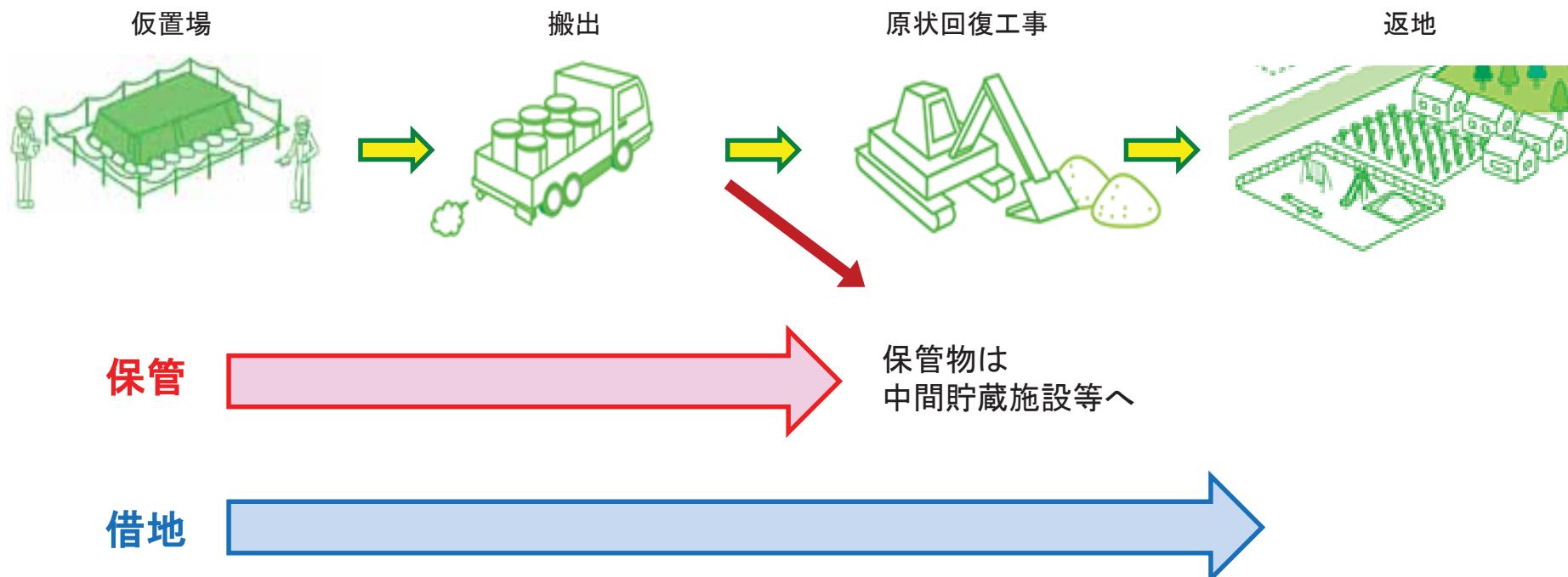
# 仮置場等における保管状況／保管から土地返還までの流れ

## ○福島県内の仮置場の箇所数と、除去土壤等の数量

	仮置場数	現場保管数	除去土壤等の量
直轄除染	216カ所	—	約 650万袋
市町村除染	808カ所	120,757カ所	約601万m <sup>3</sup>

※直轄除染の数値はH30.9.30時点  
市町村除染の数値は福島県内分のみで  
H30.6.30時点（福島県発表による）

## ○仮置場での保管～搬出～原状回復～跡地返還までの流れ



# 管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに富岡町・楢葉町の廃棄物を中心に40,306袋搬入済み。(平成30年10月17日時点)
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

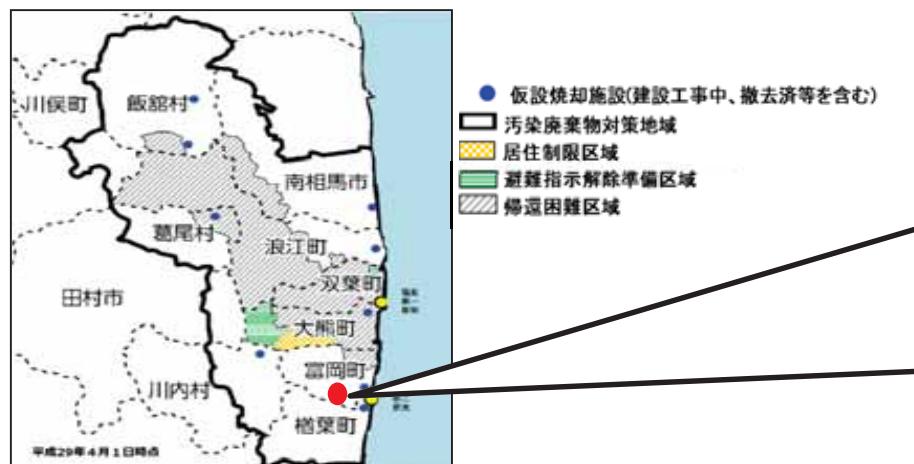
※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

## 施設の概要

- 既存の管理型処分場(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を活用
- 富岡町に立地(搬入路は楢葉町)
- 地元との調整の結果、施設を国有化
- 最終処分場としての位置づけ

## 埋立対象物・搬入期間

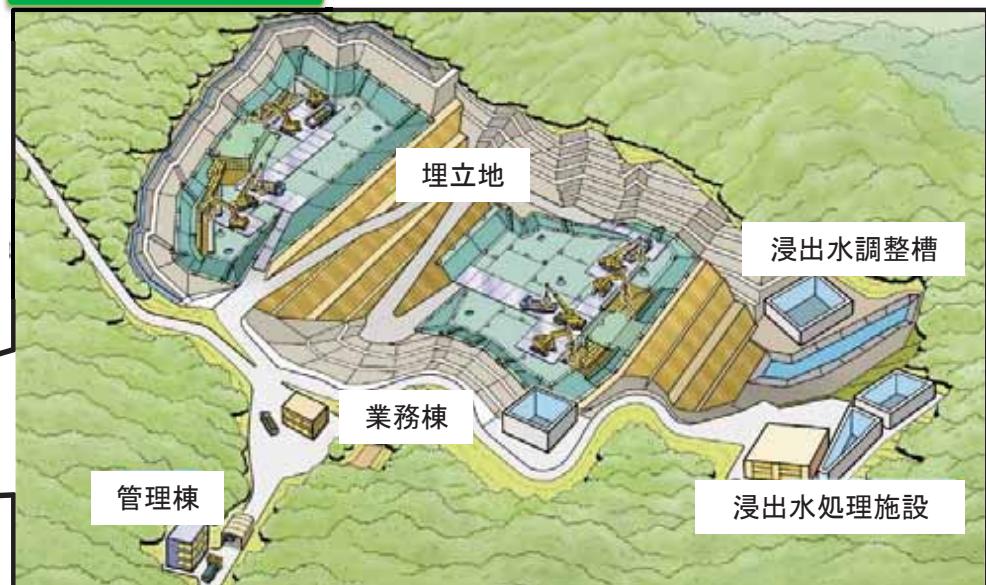
- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入



## これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楢葉町に受入れを要請
- 2015.12.4 県・富岡町・楢葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- 2017.11.13 国から県・富岡町・楢葉町に対し、17日に搬入を開始する旨、伝達
- 2017.11.17 搬入開始
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リップルンふくしま」開館

## 施設の概略図



# 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」 施設概要

- 平成30年8月24日に開館。
- 展示室では、「動かす・さわる・遊ぶ」をコンセプトに、最新の展示手法も導入して、事業の最新情報等をわかりやすく解説。
- 会議室では、隣接するフィールドも活用したモニタリング体験や実験教室など、参加型・体験型のイベントを開催。埋立処分施設見学ツアーも実施。

外観「リプルンふくしま」



モニタリングフィールド  
※実験教室の様子

施設周辺図



館内レイアウト



展示室



# 国直轄の災害廃棄物等の処理

## ○ 国直轄の災害がれき等廃棄物処理

- 汚染廃棄物対策地域11市町村等の震災がれき等の処理  
(仮置場造成、家屋解体、片付けごみ回収)
- 福島県内の指定廃棄物の処理(8,000Bq/kgを超える廃棄物)
- 仮設焼却施設による減容化

## ○ 被災家屋等の解体撤去

- 危険家屋等の解体撤去を優先して実施
- 解体撤去申請の受付は約14,600件、解体撤去は約10,700件実施済  
(平成30年9月末現在)



浪江町(請戸地区)における仮置場

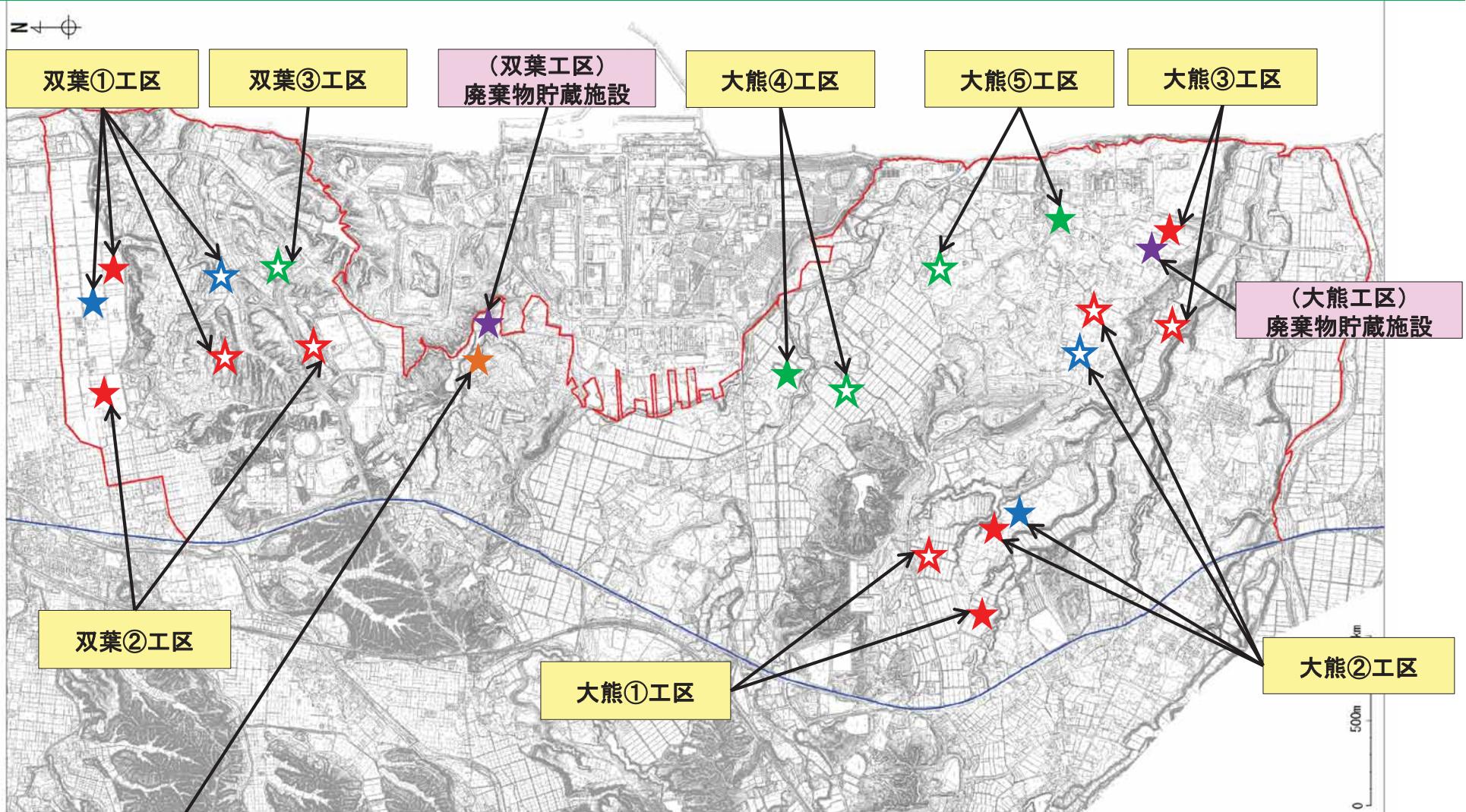
## ○ 仮設焼却施設の設置状況

稼働中	南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)、楓葉町、大熊町
建設準備中	双葉町
施設解体準備中	富岡町



大熊町の仮設焼却施設(建設工事中)

# 中間貯蔵施設整備の位置



(双葉工区)  
仮設焼却施設及び仮設灰処理施設

受入・分別施設  
H28年度発注工事(第1期):  
H29年度発注工事(第2期):  
H30年度発注工事(第3期):

土壤貯蔵施設  
● (Blue Star)  
● (Red Star)  
● (Green Star)

平成30年度の輸送量は「当面5年間の見通し」の最大値である**180万m<sup>3</sup>**程度とする。平成31年度も、できる限り最大値(**400万m<sup>3</sup>**)を目指す。安全を第一に、地域の理解を得ながら、以下の取組を実施する。

## 用地

- 「当面5年間の見通し」の最大値(平成30年度末累計940ha)を目指して、丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む。

## 施設

- 受入・分別施設及び土壤貯蔵施設については、安全な稼働を実施。現在整備中のものの早期稼働に取り組みつつ、平成31年度の輸送に必要な施設を着工。
- 廃棄物関連施設については、
  - ・大熊町の仮設焼却施設を、安全に稼働しつつ、有効に活用。
  - ・双葉町の仮設焼却施設及び灰処理施設を、平成31年度内の稼働に向けて整備。
  - ・廃棄物貯蔵施設を、平成31年度内の稼働に向けて整備。それまでの間に必要な焼却灰保管場の確保。

## 輸送

○各市町村の搬出量は、福島県と連携し、市町村と調整の上、以下を考慮して決定予定。

- ・学校等に保管されている除染土壌等を優先(学校等から仮置場に搬出済みの市町村に配慮)
- ・立地町である大熊町・双葉町等への配慮
- ・避難指示の解除等に伴い住民の帰還を進めていく地域への配慮 等

○身近な場所や幹線道路沿いの仮置場等の早期解消を視野に、市町村と連携して計画的な輸送を実施。

○工事用道路の整備、舗装厚の改良等、安全で円滑な道路交通を確保するための対策を、輸送量の拡大に先立って実施。

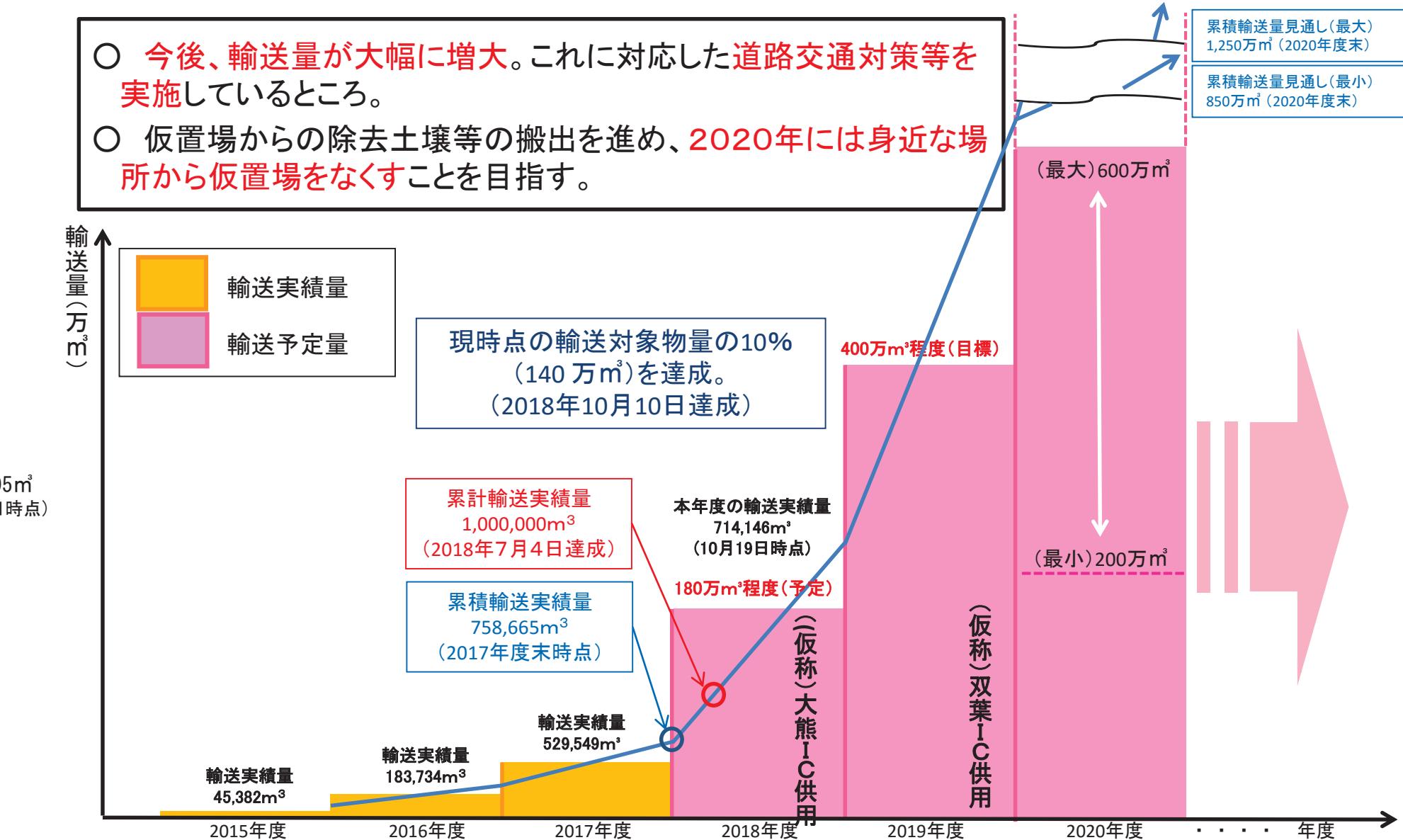
○年度をまたぐ前倒し・繰越しも視野に入れ、安全向上に資する輸送の平準化等のため、切れ目ない輸送を実施。

## 減容・再生利用

○最終処分量の低減に資する、除染土壌等の減容・再生利用の実証事業等の実施。

# 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」のイメージ(実績含む)

- 今後、輸送量が大幅に増大。これに対応した道路交通対策等を実施しているところ。
- 仮置場からの除去土壤等の搬出を進め、**2020年には身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。**



※2016年3月に公表した中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」に、2015～2017年度の輸送量実績及び2018年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した2018年度(予定値)、2019年度(目標値)の輸送量を追記。

## 中間貯蔵施設に係る見通しと進捗状況について

- 中間貯蔵施設事業は、2016年3月公表の「当面5年間の見通し」の最大ケースに沿って進捗。
- 2019年度までに累計650万m<sup>3</sup>程度の除去土壤等を輸送し、2020年には身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。

年度	用 地 取 得 (累 計)		輸 送 量 (各年度)		施 設 整 備
	見通し	実績	見通し・事業方針	実績	
2015	22ha程度 (2016年3月25日時点)	約22ha	5万m <sup>3</sup> 程度	約4万5千m <sup>3</sup>	・ 中間貯蔵施設の保管場を整備 2016年度以降も隨時必要な保管場を整備
2016	140～370ha程度	約376ha	15万m <sup>3</sup> 程度	約18万4千m <sup>3</sup> (累計約23万m <sup>3</sup> )	・ 9月 仮設焼却施設(大熊町)着工 ・ 11月 土壤貯蔵、受入・分別施設着工
2017	370～830ha程度	約874ha	30～50万m <sup>3</sup> 程度 →50万m <sup>3</sup> 程度	約53万m <sup>3</sup> (累計約76万m <sup>3</sup> )	・ 6月 受入・分別施設の試運転開始 ・ 10月 土壤貯蔵施設、受入・分別施設の運転開始 ・ 12月 仮設焼却施設(大熊町)火入れ式
2018	400～940ha程度	約1,037ha (9月末時点) ※用地全体のうち約64.8%	90万～180万m <sup>3</sup> 程度 →180万m <sup>3</sup> 程度	714,146m <sup>3</sup> (10月19日時点)	・ 土壤貯蔵施設、受入・分別施設(第2期)運転開始予定 ・ 土壤貯蔵施設、受入・分別施設(第3期)着工予定 ・ 双葉町の仮設焼却施設及び灰処理施設着工予定 ・ 廃棄物貯蔵施設着工予定
2019	520～1,040ha程度		160万～400万m <sup>3</sup> 程度 →400万m <sup>3</sup> 程度を目指す		・ 双葉町の仮設焼却施設及び灰処理施設の稼働予定 ・ 廃棄物貯蔵施設稼働予定
2020	640～1,150ha程度 (予定地全体面積約1,600ha)		200万～600万m <sup>3</sup> 程度 (累計最大1,250万m <sup>3</sup> 程度)		

※ 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」は、2016年3月公表。事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて隨時見直しを行う。

※ 福島県内の除去土壤等の輸送対象物量は、2018年8月時点で約1,400万m<sup>3</sup>。

# 中間貯蔵施設用地の状況について

平成30年9月末時点

項目	全体面積に対する面積と割合	全体登記記録人数(2,360人※1)に対する人数と割合
<b>全体面積 約1, 600ha</b>	<b>地権者連絡先把握済み</b>  約1, 550ha ※1 96. 9%	<b>約1, 930人 ※1</b> 81. 8%
<b>民有地 約1, 270ha (約79%)</b>	<b>契約済</b>  うち民有地 約1, 000ha  うち公有地 約36ha	<b>計</b>  約1, 037ha (64. 8%)  <参考> 約1, 331ha (83. 2%)  <b>1, 579人 ※2</b> <b>66. 9%</b> 連絡先把握済みの1,930人に 対する割合は、81. 8%
<b>公有地 約330ha (約21%)</b>	<b>その他の公有地</b>  次を含む。 ①道路・水路等のように今後も元々の機能を維持する町有地、 県有地、国有地等 ②事業の進展を踏まえつつ、必要に応じて、中間貯蔵施設 用地としての提供・契約を調整する町有地、県有地、国有地 等	<b>約294ha (18. 4%)</b>  (注)端数処理の関係により合計が一致 しない場合がある。

# 再生資材化した除去土壤の安全な利用の考え方(2016年6月)

## 【基本的考え方】

- 除去土壤を適切な前処理や分級などの物理処理をした後、用途先の条件に適合するよう品質調整等した再生資材(8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定)を、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、適切な管理の下で限定的に利用する。

## 用途の限定

- 長期間にわたって人為的な形質変更が想定されない防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材や、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材等に用途を限定する。

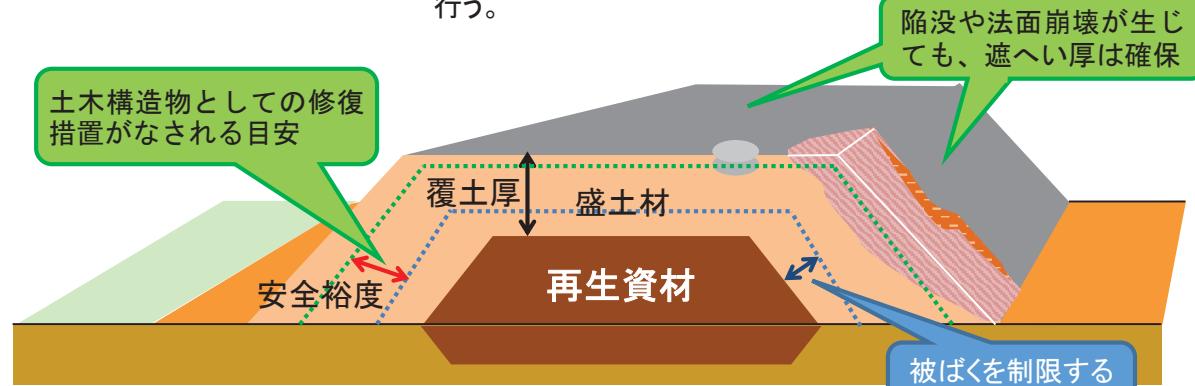


## 再生利用の進め方

再生利用の本格化に向けた環境整備として、上記の考え方へ従って実証事業、モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認、具体的な管理方法の検証、関係者の理解・信頼の醸成等を行う。

## 適切な管理

- 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定。
- 追加被ばく線量を制限するための放射能濃度を設定。具体的には、追加被ばく線量が施工中1mSv/年を超えないようにする。(供用中は、その1/100を超えないように覆土等の遮へいをする。)
- 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等を行う。



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるように設計する。

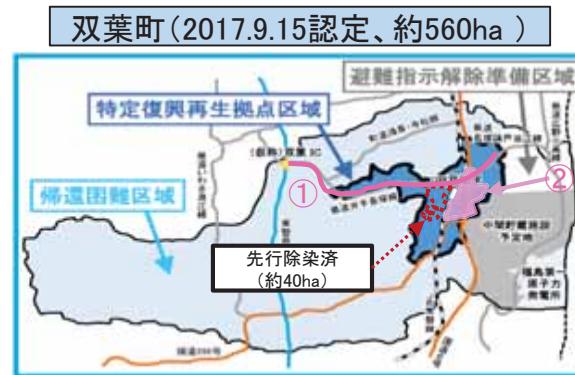
【参考】中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書(2015.2.25 福島県、大熊町、双葉町、環境省)  
(最終処分を完了するために必要な措置等)

第14条 4

丙(環境省)は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壤等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。

# 特定復興再生拠点区域整備の状況(2018年10月19日時点)

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進(計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す)。
- これまでに、以下6町村の計画が認定され、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村で解体・除染工事に着工。



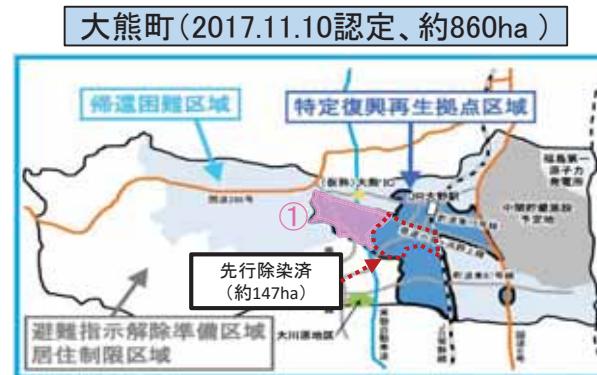
## 【工事状況】

- ①復興シンボル軸解体・除染工事  
(解体55件、除染約7ha) : 12月25日着工
- ②駅東等解体・除染工事  
(解体640件、除染約90ha) : 実施中



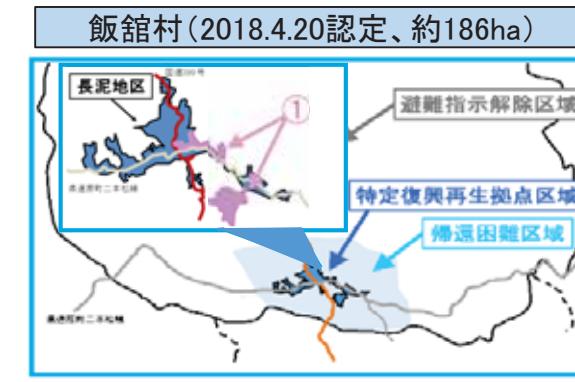
## 【工事状況】

- ①夜ノ森駅周辺の除染工事(除染約0.3ha): 完了
- ②拠点北エリアの解体・除染工事  
(解体300件、除染約80ha) : 実施中



## 【工事状況】

- ①下野上地区の西エリアを中心とした解体・除染工事  
(解体460件、除染約160ha) : 3月9日着工



## 【工事状況】

- ①長泥地区の居住促進ゾーンを中心とした解体・除染等工事  
(解体20件、除染約30ha) : 9月28日着工



## 【工事状況】

- ①一部道路の除染工事(除染約4ha) : 完了
- ②3地区における解体・除染工事  
(解体60件、除染約30ha) : 実施中



## 【工事状況】解体・除染工事について調整中

# 放射線リスクコミュニケーションに関する展開のポイント

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」(2017年12月12日)において、政府一丸となって、産業・生業の再生の大前提であり、被災者が安心して生活を送るために必要な風評払拭に取り組むことが決定。
- そこで、環境省では本戦略に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の観点で、以下の取組を実施する。

## !**知ってもらう** (放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭)

全国の自治体職員等のための研修、児童生徒・保護者、教師等のためのセミナー、NPO等と連携した車座集会の充実強化



相談員支援センターによる  
・相談員等の好事例の共有、相談員等と放射線の専門家等との連携強化の枠組みの創設



・相談員等を活用した東京電力福島第一原子力発電所の情報共有・発信



除染等の結果、地域社会がどのように再生に向かっているのかを一連の流れで理解できるように、環境再生プラザ等による情報発信を強化



!**知ってもらう** (放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭)

!**食べてもらう** (農林水産物の風評の払拭)

!**来てもらう** (観光業における風評の払拭)

新宿御苑をはじめとした国民公園等を活用した積極的な情報発信

- ①地域社会がどのように再生に向かっているか
- ②福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ③歴史や自然、被災後の福島ならではのコンテンツ



## !**来てもらう** (観光業における風評の払拭)

教育旅行の行き先決定前の保護者向け説明会等における放射線の正しい知識及び滞在場所の放射線量の状況の説明



外国人ブロガーによる現地訪問・取材を通じた福島県の食・農・観光の見どころの発信



# 放射線の健康影響等に関する情報の共有

## 相談員や自治体職員の活動を支援するため

### ① 住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成

専門家や住民、相談員等が協力し、住民目線で、「疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報(助言やヒント)」をまとめた冊子『暮らしの手引き(専門家に聞いた放射線30のヒント)』を作成。



### ② 相談員支援センター

住民を身近で支える相談員等のための「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、自治体や相談員等からのニーズ収集、ニーズを踏まえた研修会、専門家派遣等を実施。



### ③ 人材の育成

放射線に関する住民の健康不安や悩み相談に対応する人材の育成のため、保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象に、自治体のニーズに合わせた全国で研修を実施。



## 住民の放射線に関する理解を手伝うため

### ④ 住民の理解増進

福島県及び福島近隣県の住民を対象に放射線の基礎知識や健康影響等について講話する住民セミナーを開催。また、少人数での意見交換会(車座集会)を開催し、双方向のコミュニケーションを基調とした場を設けている。



### ⑤ 被ばく線量把握事業

帰還した住民の希望者に、不安軽減のため個人線量計を配布し、部被ばく線量を把握していただくとともに、ホールボディ・カウンタで内部被ばく線量の測定を行い、帰還地での個人の被ばく線量を把握してもらう。



## 全国に正しい情報を発信していくため

### ⑥ 正確な情報発信

様々なリスクコミュニケーション活動に資する、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の情報等を横断的に集約した統一的な基礎資料を作成、毎年度更新。また、府省庁、自治体等のウェブサイトのコンテンツを週1回更新。これらを「放射線の健康影響に関するポータルサイト」に掲載。



# 福島再生・未来志向プロジェクト

「福島」×「脱炭素・資源循環・自然共生」

2018年8月 環境省「福島再生・未来志向プロジェクト」チーム

## 基本的な考え方

- 福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生といった環境省の得意分野と福島との連携を深め、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。
- 環境省事業を効果的に組み合わせ、また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元に寄り添いつつ、分野横断的な政策パッケージを戦略的に展開。

## 産業創生への支援

### <なりわいの復興>

- 政府の「福島イノベーション・ココストラクション構想」との連携のもと
- 環境・リサイクル分野における官民連携によるプロジェクトの具体化。
- 先端リサイクル技術の実証・実践。
- 先導的なバイオマスや再生可能エネルギーの技術実証やモデル事業の推進。 等

上記のプロジェクトの実施により福島新エネ社会構想の加速化にも貢献

## 脱炭素まちづくりへの支援

### <暮らしの復興>

- 先導的な脱炭素技術やICT技術を活用したまちづくり。
- 再生可能エネルギーの活用や脱炭素技術の導入を通じて、地域コミュニティの活性化、安全・安心の確保、高齢化社会への対応。 等



## ふくしまグリーン復興への支援

### <自然資源活用による復興>

- 福島県内の自然資源、文化資源等を活かしたエコツーリズムの支援やロングトレイルの検討。
- 磐梯朝日国立公園及び尾瀬国立公園の魅力向上。 等



尾瀬沼ビターセンター完成予想図

## 地域活性化への支援

### <リスク・情報発信による復興>

- 放射線健康不安に対するリスクコミュニケーション。
- 地域の魅力発信や、シティプロモーションの後方支援。



檜葉町における田植えイベントの様子



リップルふくしま内観完成予想図

## 推進体制

- 福島地方環境事務所に、これまでの環境再生の取組に加え、「福島再生・未来志向プロジェクト」をワンストップで推進する体制を構築。